

カスタマーハラスメント 防止法セミナー



事業主
必見！

正しい法制度の理解と対策で会社 と従業員を守る

カスタマーハラスメントとは、顧客が店舗の従業員に対して行う不当な要求や威圧的な言動を指します。カスタマーハラスメントによる従業員への精神的負荷や退職リスクは、企業にとって深刻な課題となっています。

本セミナーでは、今年6月に成立した改正労働施策総合推進法【通称：カスハラ防止法】を正しく理解し、現場で起こりがちなトラブルを早期に解決・未然に防ぐための具体策をわかりやすくお伝えします。従業員が安心して働ける職場づくりを実現するために、今すぐ取り組める組織的なカスハラ対策と一緒に学びませんか。

- ・ カスタマーハラスメントの影響と対策の必要性を改めて考える
- ・ お客様への適切な対応法
- ・ カスタマーハラスメント対策の具体的取り組み



講師

蔵中 一浩

- ・ 横浜リンケージ
社労士事務所代表
- ・ 特定社会保険労務士

平成25年独立して横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。

日時 2025年11月7日（金）
14時～16時

会場 別府商工会議所3階 会議室（別府市中央町7番8号）
※駐車場に限りがあります。近隣有料駐車場をご利用ください。

定員 30名・オンライン受講可 ※現地受講は先着順です

主催 別府商工会議所（担当：安部、齊藤）
TEL:0977-25-3311

受講料 無料

セミナー受講申込書 下記のいずれかの方法でお申込みください 申込締切日：10月30日（金）

①申込フォーム（QRコード） ②FAX（0977-26-2232）



事業所名		TEL	
所在地		Mail	
受講者名		受講方法	現地受講・オンライン受講

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取り扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。